

## 京都市上下水道局告示第45号

平成24年度に締結が見込まれる「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）の規定が適用される物品等又は特定役務の調達契約（以下「特定調達契約」といいます。）に係る競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のように定め、告示します。

平成23年11月11日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

### 1 調達の種類

#### (1) 物品等

印刷、文房具・書籍、学校・保育用品、家具・什器・雑貨、繊維・皮革・ゴム製品、消防用品、写真機械・青写真・第二原図、電気機械・器具、機械器具・工具、測定機器・理科機器・医療機器、車両（電車車両を除く）、食料・飼料・植物類、薬品・塗料・燃料、看板・標識・金属プレート、建築資材、貨物・会場設営、運搬、環境測定、洗濯、広告、人材派遣、建物管理、清掃、警備、電力、上下水道用資材・器材、その他

#### (2) 工事

土木一式工事、建築一式工事、電気工事、電気通信工事、管工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、造園工事、鋼構造物工事、水道施設・機械設備工事、フェンス工事、しゅんせつ工事、消防施設工事、解体工事、その他工事

#### (3) 測量・設計等

建設コンサルタント、測量、地質調査、建築設計、その他

### 2 競争入札参加者の資格

#### (1) 競争入札に参加しようとする者は、管理者が必要と認める場合を除き、次に掲げる資格を有する者とします。

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。
- エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
- オ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
- カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- キ 建設工事の請負に係る競争入札に参加しようとする者にあっては、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けて建設業を営んでおり、かつ、同法第27条の23第1項の規定による審査（経営事項の審査）を受けていること。
- ク キに定めるもののほか、法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
- ケ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に関係すると認められる者でないこと。
  - (ア) 競争入札に参加しようとする個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
    - (イ) 競争入札に参加しようとする者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき。
    - (ウ) 競争入札に参加しようとする個人又は法人の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団員を利用するなどしているとき。
    - (エ) 競争入札に参加しようとする個人又は法人の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。
    - (オ) 競争入札に参加しようとする個人又は法人の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
  - (2) 競争入札に参加しようとする者に相続、合併その他によって営業の承継があった場合においては、上記(1)ウからカまでに掲げる資格について、前営業者の資格を承継するものとみなします。

なお、工事及び測量・設計等については平成25年度までを有効期間とする京都市上下水道局競争入札参加資格審査申請において適格と認められ、京都市上下水道局競争入札参加有資格者名簿に登載された者は、平成24年4月1日から平成25年3月

31日まで本告示による新たな申請は必要ありません。

### 3 資格審査について

競争入札参加資格審査については、京都市、京都市交通局及び京都市上下水道局（以下「3局」という。）が共同して行います。

#### (1) 資格の種類

「物品」、「工事」、「測量・設計等」の3種類で、申請書類はそれぞれ異なります。

#### (2) 申請書類等

「物品」は、3局共通資格となりますので、1部提出することで、3局に共通申請となります。「工事」、「測量・設計等」は共通資格とはなりませんので、申請する資格ごとに3局から申請先を選択することとします。また、「物品」と「工事」、「物品」と「測量・設計等」の重複申請はできますが、「工事」と「測量・設計等」の重複申請はできません。

#### (3) 入手方法

申請書類は、京都市行財政局財政部契約課のホームページからダウンロードできます。

なお、京都市上下水道局総務部用度課においても配布します。

#### (4) 申請受付の時期及び時間

平成23年1月11日から平成25年3月31までの午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで随時に受付します。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日並びに12月29日から同月31日及び1月2日、同月3日までを除きます。

#### (5) 申請受付の場所

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階 京都市上下水道局総務部用度課

#### (6) 提出書類

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ その他管理者が別に定める書類

#### (7) 作成に用いる言語等

ア 申請書類等は、日本語で記入してください。外国語で記載したものは、日本語の

訳文を添付してください。

イ 申請書類等の金額表示は、外国貨幣額によるものは邦貨額に換算して記入してください。

(8) 郵送の場合は、書留郵便によるものとします。

#### 4 結果通知

競争入札参加資格審査結果通知書により、その結果を通知します。

#### 5 資格の有効期間

審査の結果を通知した日の翌日から平成25年3月31日まで

#### 6 その他

資格取得後、申請した内容（代表者、受任者、担当者、住所、使用印鑑等）に変更が生じたときは、申請先に速やかに書面で届け出してください。

また、京都市上下水道局競争入札参加停止取扱要綱に該当する事由が生じた場合等についても、速やかに報告してください。

#### 7 問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階 京都市上下水道局総務部用度課

電話 075-672-7728

(上下水道局総務部用度課)